

経営事項審査申請要領

令和8年7月版

新潟県土木部監理課

本手引きは、新潟県知事の建設業許可を受けている建設業者を対象に、経営事項審査の申請手続きについて説明したものです。他の都道府県又は国土交通大臣許可の建設業者については、各都道府県又は国土交通省の各地方整備局へお問合せください。

目 次

申請に関する手続	1
1 申請書の提出・問合せ先	
2 申請の方法	
3 手続の流れ	
4 申請書の作成・申請について	
5 申請手数料の納め方について	
6 標準処理期間	
7 結果通知書の発行	
8 経営事項審査の結果の閲覧	
9 虚偽申請の防止について	
I 経営事項審査の概要	6
1 経営事項審査の概要、定義	
2 経営事項審査の審査項目等	
II 経営事項審査の申請	8
1 経営事項審査の有効期間	
2 審査基準日について	
3 手数料の金額	
4 申請受付期間	
5 経営状況分析について	
6 申請に係る Q & A	
7 業種の追加申請に係る取扱いについて	
III 提出書類一覧	11
IV 確認書類一覧	12
V 各様式の記載例、注意点	20
1 様式第二十五号の十四 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	21
2 別紙一 工事種類別完成工事高	27
3 別紙二 技術職員名簿	33
4 別紙三 その他の審査項目（社会性等）	41
5 県様式第 1 号 建設機械の保有状況一覧表	45
6 様式第 1 号 工事種類別完成工事高付表	46
7 様式第 2 号 経理処理の適正を確認した旨の書類（別添）	47
8 様式第 3 号 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	52
9 様式第 4 号 CPD 単位を取得した技術者名簿	53
10 様式第 5 号 技能者名簿	55
11 様式第 6 号 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の 誓約書及び情報共有に関する同意書	57
12 様式第 7 号 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書	58
13 様式第 9 号 実務経験証明書	59
14 チェックシート	60

申請に関する手続

1 申請書の提出・問合せ先

【申請・届出窓口】 ※各地域振興局で書類の受付や審査は行いませんのでご注意ください。

新潟県庁土木部監理課建設業室審査係

〒950-8570

（住所）新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎7階

（電話）025-280-5387

【受付時間・電話によるお問合せ】

月曜～金曜（祝日・年末年始12月29日～1月3日を除く）

9時～12時 / 13時～16時

※電話によるお問合せは、審査体制の充実のため上記の時間帯を目安にお願いします。ただし、必要に応じて以下の時間についても可能な限り対応いたします。

8時30分～9時 / 16時～17時

【メールによるお問合せ】

以下のアドレスに質問事項をメールしてください。申請書の該当箇所を添付する等、円滑な相談・回答が行えるようご協力をお願いします。

《shinsa-group@pref.niigata.^{エルジー}g.jp》

※「lg.jp」の「l」は「英語（小文字）のエル」

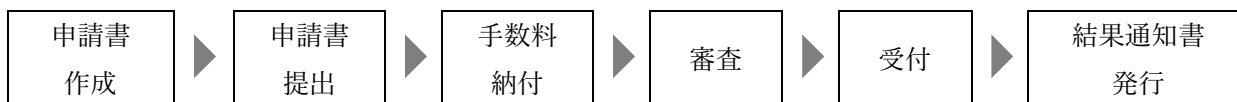
2 申請の方法

次の2通りの方法で、申請いただけます。

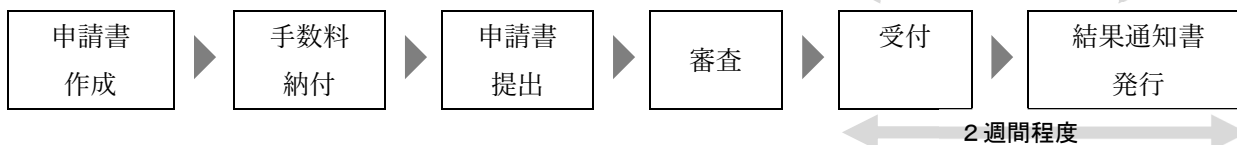
- （1）電子申請システム（JCIP）
- （2）書面申請（郵送又は新潟県庁に直接持参）

3 手続の流れ

電子申請システム（JCIP）の場合



書面申請の場合



4 申請書の作成・申請について

電子申請システム（JCIP）の場合

国土交通省の「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）」（以下「電子申請システム（JCIP）」という。）を用いた電子申請です。

なお、電子申請システム（JCIP）を利用して建設業許可申請又は届出を行う場合であっても、本手引を必ず確認してください。

また、電子申請システム（JCIP）の入力フォームに必要な様式（県で独自に定める様式など）が表示されない場合は、新潟県ホームページに様式一覧を掲載しておりますので、ダウンロードの上、電子申請システム（JCIP）に添付してください。

電子申請システム（JCIP）の詳細は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

※システムに関するお問合せ（申請・届出等の操作方法等）

- ・ JCIP ヘルプデスク 0570-033-730（受付時間：平日 9:00～17:00）
- ・ メール JCIP の「お問合せ画面」に照会内容等を入力の上、送信

書面申請の場合

（１）申請書の入手方法

新潟県ホームページにアクセスし、必要な様式をダウンロードしてください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1356855053732.html>

（２）提出部数及び提出方法等

① 提出書類と提出部数

【必須書類】

- ・ チェックシート
- ・ 正本 **１部**
- ・ 確認書類（すべて写しで可）
- ・ 委任状 １部（行政書士による代理申請を行う場合に提出）
- ・ 申請送付票（行政書士が複数業者をまとめて提出するのみ提出）

【任意書類】

- ・ 受付印のある申請者控えが必要な場合は、**申請書の 1 枚目の写し（2 枚目以降は不要）**
- ・ 返信用封筒（**宛名を記載し切手を貼付。封筒の下部に許可番号を記入**してください。）

○留意事項

- ・ 提出書類は、A 4 サイズで統一し、片面印刷としてください。
- ・ 返信用切手の料金が不足する場合は、「不足料金受取人払」で発送します。

- ・審査終了後、電話等による審査完了の連絡は行いません。
- ・県庁での受取を希望する場合は、審査完了の連絡を受けた後に来庁してください。
受取りは3か月以内をお願いします。保管期間を過ぎた書類は廃棄しますのでご注意ください。

② 押印の省略

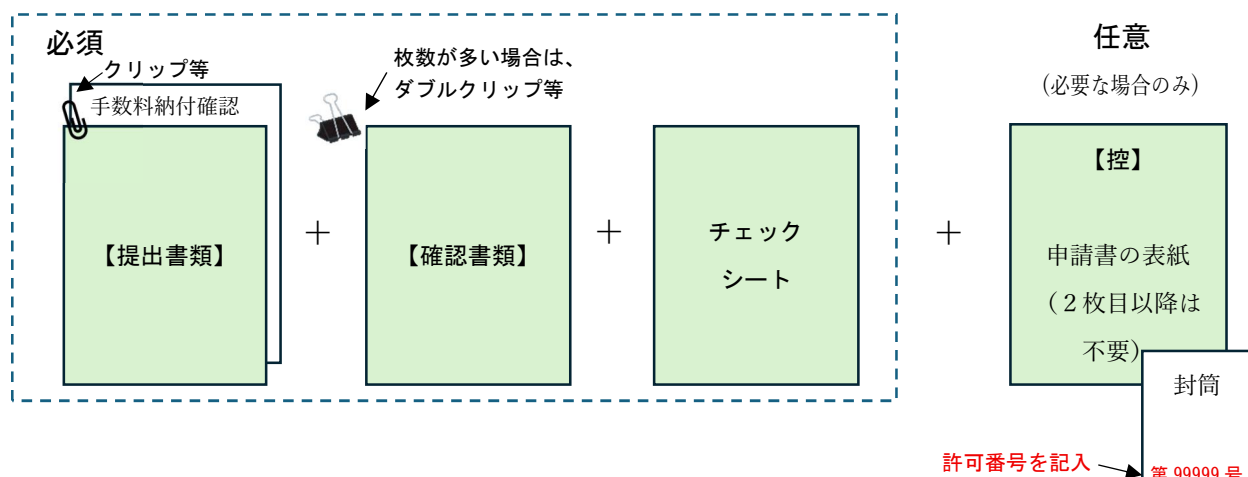
書類への押印は不要です（代表者印、訂正印等）。

ただし、行政書士による代理申請の場合は、行政書士法施行規則の規定によります。

法律で定めのある場合を除き、行政書士でない者が官公署の窓口に出す申請書等を、他人の依頼を受け、報酬を得て反復継続して作成することは、行政書士法により禁じられています。

③ 申請書のとり方

- ・正本、確認書類はチェックシートに記載した順に並べてください。
- ・チェックシート、正本、確認書類、控の順に、それぞれクリップ（又はダブルクリップ）で留めて提出してください。



④ 提出方法

【郵送する場合】

- ・先に手数料を納めてから申請書を提出してください。
- ・レターパックライト、簡易書留など、必ず追跡可能な方法で郵送してください。
- ・封筒の表面に、「**経審関連書類在中**」と**朱書き**してください。

【新潟県庁に直接持参する場合】

- ・先に手数料を納めてから申請書を提出してください。
- ・県庁窓口でキャッシュレス決済（クレジットカード、QRコード、電子マネー等）を行う場合は、申請書類を持参のうえ、お越しください。※持参いただいても、その場で審査は行いません。

⑤ 提出先

「1 申請書の提出・問合せ先」に提出してください。

5 審査手数料の納め方について

詳しくは、新潟県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1356855053732.html>

★手数料の誤納付にご注意ください！★

誤って手数料を納付した場合、還付までに2か月程度時間を要します。

納付する際は受審する業種数と金額を必ず確認の上、納付してください。

なお、**還付は誤納付の場合に限ります。審査開始後に申請者の都合により申請を取り下げた場合は、手数料は還付できません。**

○電子申請システム（JCIP）の場合

電子申請システム（JCIP）＋新潟県電子申請システムによる電子納付

電子申請システム（JCIP）で申請する場合、担当者による確認後、納付指示が送付されます。

納付指示が届いたら新潟県電子申請システムへ移動し、「経営事項審査」と検索のうえ、「【電子申請（JCIP）】経営事項審査申請手数料の納付」メニューから必要事項を入力して手数料を納付してください（クレジットカード決済又はペイジー（インターネットバンキング・ATM）が利用できます）。

※電子申請システム（JCIP）で申請する場合、納付方法は電子納付のみとなります。

○書面申請の場合

① 書面申請＋新潟県電子申請システムによる電子納付

新潟県電子申請システムで「経営事項審査」と検索し、「【書面申請】経営事項審査申請手数料の納付 ※郵送による紙申請はコチラ」メニューから必要事項を入力して手数料を納付してください（クレジットカード決済又はペイジー（インターネットバンキング・ATM）が利用できます）。

【新潟県電子申請システム】

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_initDisplay.action

② 書面申請＋窓口における電子納付

監理課建設業室窓口でのキャッシュレス決済（クレジットカード、QRコード、電子マネー等）が可能です。

③ 書面申請＋記入式納付書による納付

電子納付が利用できない場合、記入式納付書により金融機関で手数料を現金納付することができます。県ホームページに掲載している「建設業手続 記入式納付書依頼票」をメール又は郵送で提出してください。

また、申請書に添付する記入式納付書の領収書は、必ず【原本】を提出してください。

【記入式納付書依頼票】

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1208278873103.html>

6 標準処理期間

行政庁が申請を受付した日から、結果通知書を発行するまでの**標準処理期間**は 30 日（土日祝日含む）です。なお、この期間には補正に要した日数は含みませんので、余裕をもって申請を行ってください。

7 結果通知書の発行

結果通知書は再発行しませんので、大切に保管してください。

結果通知書を受け取ったときは、速やかに審査結果に誤りがないかよく確認してください。

結果通知書の発行日については、**県ホームページに掲載する発行予定表**をご確認ください。なお、発行日の前倒し等の個別対応は行っていないので、あらかじめご理解ください。

【経営事項審査結果通知書発行予定表】

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/480055.pdf>

8 経営事項審査の結果の閲覧

（一財）建設業情報管理センターのホームページから、全国の建設業者の経営事項審査結果を閲覧することができます。

<https://www.ciic.or.jp/>

9 虚偽申請の防止について

経営事項審査の結果は、公共工事の発注において利用されており、経営事項審査の虚偽申請は、公共工事の入札契約の公正性を大きく損なう行為です。

次に該当する行為をした場合には、監督処分（指示・営業停止）や罰則（懲役又は罰金）に処されることがあります。

- ① 申請書類に虚偽の記載をして提出したとき。
- ② 審査に必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。
- ③ 虚偽の申請により得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共工事発注者がその結果を資格審査に用いたとき。

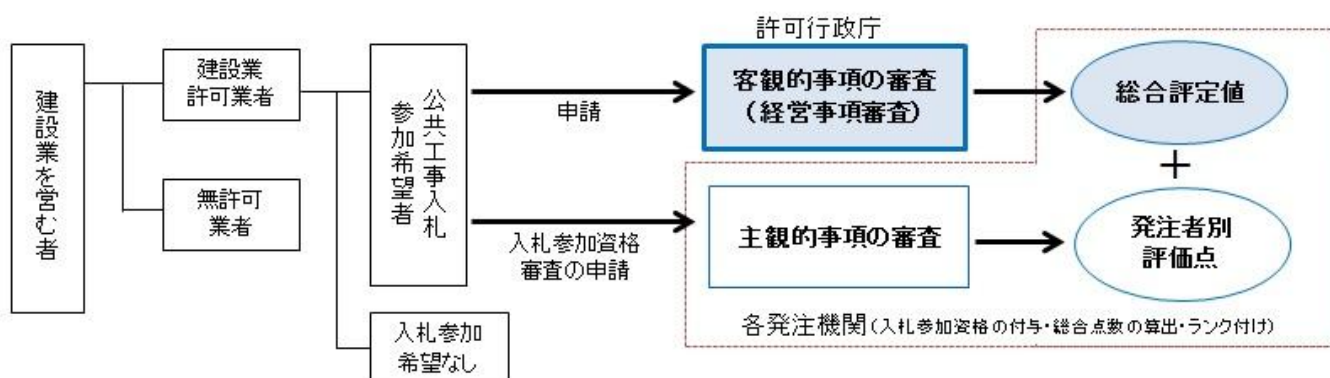
I 経営事項審査の概要

1 経営事項審査の概要、定義

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事等を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 に規定する経営に関する客観的事項の審査（経営事項審査）を受けていなければなりません。

発注機関は、公共工事の入札参加希望者についての資格審査を行うこととされており、「客観的事項」と「主観的事項」の審査結果を点数化し、順位付け、格付けをしています。

このうちの「客観的事項」が「経営事項審査」であり、全国統一の基準で行われる施工能力や経営状況に関する審査です。「主観的事項」は各発注機関が個別に定めています。



2 経営事項審査の審査項目等

経営事項審査は、許可庁（新潟県）が審査を行う「経営規模等評価」（X1・X2・Z・W）と、登録経営状況分析機関が審査を行う「経営状況分析」（Y）の 2 つからなっています。各項目の審査項目は以下のとおりです。

区分		審査項目	評点幅	ウェイト
経営規模	X 1	・ 完成工事高（業種別）	最高点 2,309 点 最低点 397 点	0.25
	X 2	・ 自己資本額 ・ 利払前税引前償却前利益	最高点 2,280 点 最低点 454 点	0.15
経営状況	Y	・ 負債抵抗力 ・ 収益性・効率性 ・ 財務健全性 ・ 絶対的力量	最高点 1,595 点 最低点 0 点	0.20
技術力	Z	・ 技術職員数（業種別） ・ 元請完工高（業種別）	最高点 2,441 点 最低点 456 点	0.25

その他の審査項目	W	・ 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ・ 建設業の営業継続の状況 ・ 防災活動への貢献の状況 ・ 法令遵守の状況 ・ 建設業の経理に関する状況 ・ 研究開発の状況 ・ 建設機械の保有状況 ・ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	最高点 2,073 点 最低点 -788 点	0.15
総合評価値	P	$0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点 2,159 点 最低点 163 点	

Ⅱ 経営事項審査の申請

1 経営事項審査の有効期間

経営事項審査の有効期間は、審査基準日（経営事項審査を受ける対象事業年度の終了日＝決算日）より1年7か月です。毎年、公共工事を発注者から直接請け負おうとする方は、結果通知書の有効期間に空白が生じないように、継続して経営事項審査を受けてください。

2 審査基準日について

経営事項審査の審査基準日は、原則として、経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度終了の日です。ただし、法人設立後（個人事業主においては事業開始後）一度も決算を迎えていない場合は、法人設立日（個人事業主においては事業開始日）を審査基準日とします。

3 手数料の金額

審査手数料は「経営規模等評価手数料」※¹と「総合評定値通知手数料」※²の合算額になります。経営事項審査を受審する業種数に応じた手数料を納付してください（納付方法はP.4を参照）

※¹ 経営規模等評価手数料：8,100円＋{(審査対象業種数)×2,300円}

※² 総合評定値通知手数料：400円＋{(審査対象業種数)×200円}

審査対象 建設業種数	審査手数料	審査対象 建設業種数	審査手数料	審査対象 建設業種数	審査手数料
1	11,000	11	36,000	21	61,000
2	13,500	12	38,500	22	63,500
3	16,000	13	41,000	23	66,000
4	18,500	14	43,500	24	68,500
5	21,000	15	46,000	25	71,000
6	23,500	16	48,500	26	73,500
7	26,000	17	51,000	27	76,000
8	28,500	18	53,500	28	78,500
9	31,000	19	56,000	29	81,000
10	33,500	20	58,500		

4 申請受付期間

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求（以下、「申請」という。）は、**事業年度の終了の日から5か月以内**に行ってください。

5か月経過後であっても申請及び請求することはできますが、結果通知が遅くなる場合もありますので、余裕をもって申請及び請求を行うようお願いします。

5 経営状況分析について

総合評定値を請求する場合には、経営状況分析結果通知書の提出が必要です。

経営状況分析は、国土交通省に登録した各機関で受けてください。経営状況分析機関については、以下の国土交通省のホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

6 申請に係るQ & A

申請に係るQ & Aは県ホームページでご案内しています。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1356855053732.html>

7 業種の追加申請に係る取扱いについて

(1) 追加申請を認める業種

- ・ 審査基準日に許可を有していたが、当初申請しなかった業種
- ・ 審査基準日以降に許可を取得した業種

(2) 追加申請の方法

- ① 追加申請する業種だけでなく、同一審査基準日について既に申請した業種に係る内容も含めて記載を要します。
- ② 経営状況分析結果通知書及び消費税納税証明書は前回申請したもの(写し)を添付してください。
- ③ 原則、前回申請の内容を変更することはできません。ただし、すでに審査済の業種に係る結果に影響が生じない範囲においては、追加申請業種に係る内容の記載を認めます。

なお、前回申請と異なる内容の記載を認める場合としては、次の事項等が想定されます。

ア 項番 0 3 前回の許可番号

前回申請後に許可換えした場合等は、前回の申請時と許可番号が異なるので記載を要します。

イ 項番 1 5 許可を受けている建設業

前回申請後に取得又は廃業した業種がある場合は、前回申請と記載が異なります。

ウ 項番 1 6 経営規模等評価等対象建設業

前回申請後に廃業した業種を除き、前回申請業種に加えて、追加申請業種を記載するものとします。

エ 項番 1 9 技術職員数

別紙二「技術職員名簿」に、追加申請業種に係る技術職員を新たに記載した場合、その職員を含めた人数を記載します。

オ 別紙一「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」

- ・ 前回申請後に廃業した業種に係るものを除き、前回申請に係る完成工事高に加えて、追加申請業種に係る完成工事高を記載するものとします。
- ・ 前回申請において「その他工事」に振り分けられていた完成工事高を、追加申請業種

の完成工事高に振り分けることができます。

カ 別紙二「技術職員名簿」

- ・ 前回申請に係る内容に加えて、追加申請業種に係る技術職員及び資格等を記載することができます。その際、前回申請業種に係る内容は、廃業した業種に係るものを除き、追加・訂正・削除することはできません。
- ・ 審査基準日に在職していない技術職員及び審査基準日以降に取得した資格については、記載することができません。

(3) 審査手数料

手数料は審査を受けようとする業種数に応じて、1 業種につき 2,500 円（経営規模等評価手数料 2,300＋総合評定値通知手数料 200 円）を加算した額を納付してください。

(4) その他

前回申請に係る結果通知は回収するため、申請時に提出してください。

Ⅲ 提出書類一覧

- 提出書類は、下記の順番にクリップ等で留めてください。

No.	様式番号	様式名等	備考	記載例 掲載頁
1	第二十五号の十四	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	申請者控えが必要な場合は、1枚目のみ2部提出	21, 22
2	別紙一	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高		27, 28
3	別紙二	技術職員名簿		33
4	別紙三	その他の審査項目（社会性等）		41
5	県様式第1号	建設機械の保有状況一覧表	項番 62 が 0 台の場合は提出不要	45
6	第1号	工事種類別完成工事高付表	完成工事高の積み上げを行う場合のみ提出	46
7	第2号	経理処理の適正を確認した旨の書類	項番 58 で「3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」とした場合のみ提出 併せて、別添「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」も提出が必要	47～51
8	第3号	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	項番 19・別紙二「技術職員名簿」に計上した職員のうち、高齢者雇用安定法の継続雇用対象者がいる場合のみ提出	52
9	第4号	CPD単位を取得した技術者名簿	1級又は2級技術検定の一次試験に合格した者かつ別紙二「技術職員名簿」に記載されていない技術者でCPD単位を取得した者がいる場合のみ提出	53
10	第5号	技能者名簿	項番 46（CPD 単位取得数）・項番 47（技能レベル向上者数、控除対象者数）に該当がある場合のみ提出 ※技能者が 0 人の場合は提出不要	55
11	第6号	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	項番 51 で該当がある場合のみ提出	57
12	第7号	「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書	項番 52 で該当がある場合のみ提出	58
13		手数料の納付状況が確認できるもの 以下のいずれかを提出 ☐ 電子納付した際の入力画面の写し ☐ キャッシュレス決済時のレシート ☐ 記入式納付書の領収書（原本）	電子申請の場合は不要	
14	様式第 25 号の 13	経営状況分析結果通知書	総合評定値を請求する場合のみ	
15		消費税納税証明書 （その 1 納税額等証明用）	項番 31 に記載した各事業年度分 ただし、前回申請において既に提出した分については不要。免税業者は不要	
16		委任状	代理人申請の場合のみ提出	
17		チェックシート		60

IV 確認書類一覧

- ・ 確認書類はすべて写しで結構です。
- ・ 提出いただいた資料だけでは内容の確認ができない場合や、申請内容に不明点・疑義がある場合は、追加の書類提出をお願いすることがあります。

1 消費税確定申告書 必須
項番 31 に記載した各事業年度分 修正申告している場合は、修正申告書も提出 ※前回申請において既に審査済の事業年度については提出不要 ※免税業者は提出不要

2 減価償却実施額を確認できる書面
＜提出が必要となる場合＞ 以下のいずれかに該当する場合 ・ 当期又は前期の決算期間が 12 か月でない場合 (決算期変更や特殊経審(合併時経審、分割時経審等)の場合) ・ 経営状況分析を連結決算で受けている場合
【法人の場合】 ☐ 法人税申告書別表 16(1)(2) 等 ※減価償却実施額が確認できるよう、該当する金額欄をマーカー等により明示する
【個人の場合】 ☐ 青色申告書一式又は収支内訳書一式 等
※項番 18「利益額」に記載した各事業年度分。ただし、前回申請にて提出している場合は不要。

3 完成工事高及び元請完成工事高を確認する書面
＜提出が必要となる場合＞ ・ 建設業許可に係る申請・届出において提出済みの工事経歴書(様式第 2 号)及び直前 3 年の各事業年度における工事施工金額(様式第 3 号)が経審を受審しない場合の記載方法で作成されているときは、本様式について経審を受審する場合の記載方法で改めて作成し、項番 31 に記載した各事業年度分を提出する。 ☐ 工事経歴書(様式第 2 号) ☐ 直前 3 年の各事業年度における工事施工金額(様式第 3 号)

4 常勤性を確認する書面
4-1 職員の雇用関係を確認する書面 毎回提出 ※当該職員の氏名の余白に、技術職員名簿等の通番を記載してください。(項番 59・60 に該当する職員は「(経理)」と記載してください。)
＜提出が必要となる者＞ ・ 項番 19・別紙二「技術職員名簿」に計上した技術職員 ・ 項番 59「公認会計士等の数」及び項番 60「二級登録経理試験合格者の数」に計上した職員 ・ 様式第 4 号(CPD 単位を取得した技術者名簿)に計上した技術者 ・ 様式第 5 号(技能者名簿)に計上した技能者 以下のいずれか 1 点を確認。 ☐ 健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書 ☐ 住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用) ☐ 審査基準日前 7 か月分の各月毎の支給明細が記載されている書類(給与台帳等)又は源泉徴収簿 ※ただし、上記 2 点の適用が無い場合に限る。 上記のほか、個人事業主の場合は、所得税の確定申告書(第一表及び第二表)又は青色申告書でも可。

4-2 審査基準日前6か月を超える雇用期間を確認する書面 【前回申請※で別紙二「技術職員名簿」・様式第4号（CPD単位を取得した技術者名簿）、様式第5号（技能者名簿）に記載した技能者に記載されていた職員の分については提出不要】 ※ 今回と前回の審査基準日が1年以上空いている場合は省略不可です。 例）審査基準日 今回：令和7年4月30日 前回：令和5年4月30日 →1年以上空いているため省略×	＜提出が必要となる者＞ ・項番19・別紙二「技術職員名簿」に計上した技術職員 ・様式第4号（CPD単位を取得した技術者名簿）に計上した技術者 ・様式第5号（技能者名簿）に計上した技能者 以下のいずれか1点を確認。 ☐事業所の名称が記載された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ☐審査基準日前7か月分の各月毎の支給明細が記載されている書類（給与台帳等）又は源泉徴収簿 ☐所属企業の雇用証明書の写し （役員の場合は、役員の就任証明書） ※様式は任意（既存の書類でも可）であるが、雇用開始年月日（役員の場合就任日）が分かるものであること 上記のほか、個人事業主の場合は、所得税の確定申告書（第一表及び第二表）又は青色申告書でも可。
--	--

5 継続雇用制度の適用を確認する書面
＜提出が必要となる場合＞ 次のいずれにも該当 ・項番19・別紙二「技術職員名簿」に計上した職員のうち、高年齢雇用安定法の継続雇用対象者がおり、様式第3号「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」を提出する場合 ・<u>常時10人以上の労働者を使用する企業である場合</u> 以下のいずれか1点を確認。 ☐就業規則（労働基準監督署長の印のあるもの） ※退職に関する事項が記載されている箇所を確認できるよう、該当部分に付箋かマーカーを付す ☐労働協約

6 技術職員名簿（別紙二）に記載された技術職員に係る資格を確認する書面	
※ 審査基準日時点で有効なもの に限る ※ 毎回提出 となっている書面以外は、前回申請時において確認済みの者であれば 提出不要	
＜該当要件＞	＜確認書類＞
国家資格等を有する場合 ※ 併せて実務経験が必要となる場合は、様式第9号（実務経験証明書）を提出する。この場合の実務経験は、 <u>資格取得後の経験</u> であることが必要。	☐ 資格者証（技術検定合格証明書、技術士免状、免許証、登録証※等） ☐ 監理技術者資格者証 毎回提出 ※ <u>地すべり防止工事士</u> 等の有効期間のある資格は、登録証等を 毎回提出 する
登録基幹技能者講習修了者（申請する業種に応じ、国土交通大臣が認めるものに限る。）	☐ 登録基幹技能者講習修了証 毎回提出
申請する業種について 実務経験を有する場合	☐ 様式第9号（実務経験証明書） 記載例 P.59 ☐ 監理技術者資格者証 毎回提出 ※有資格が「実経」の場合のみ
建設技能者の能力評価制度（建設キャリアアップシステム）の能力評価基準による評価がレベル3又はレベル4に該当する場合	☐ 能力評価（レベル判定）結果通知書 ※ 職種と評価結果（レベル判定）が証明できる他の書類でも可

監理技術者補佐（有資格区分コード：005）で申請する場合 監理技術者補佐とは、「主任技術者となる資格」を有し、「一級技士補」である者（※） 【主任技術者要件】 （ア）一級国家資格者 ・一級施工管理技士 ・一級建築士 ・技術士 （イ）二級国家資格者 ・二級施工管理技士 等 （ウ）実務経験者 ・大学（指定学科）卒業後 3 年以上の実務経験 ・高校（指定学科）卒業後 5 年以上の実務経験 ・10 年以上の実務経験 ※ この他、監理技術者となる資格を有する者も監理技術者補佐となることができる	□一級の技術検定の第一次検定（技士補）の合格証明書 必須 【主任技術者要件（ア）（イ）の場合】 い ず れ か □監理技術者資格者証 □資格者証（技術検定合格証明書、技士免状、免許証など） 【主任技術者要件（ウ）の場合】 い ず れ も □指定学科の卒業証明書又は卒業証書 □様式第 9 号（実務経験証明書）
---	--

7 建設業退職金制度に加入していることを確認する書面 ＜提出が必要となる場合＞ ・項番 41「建設業退職金共済制度加入の有無」を「1. 有」とした場合 ※ 証明書が発行されない場合は「2. 無」となる □勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部（以下、「建設業退職金共済事業本部」という。）又は、建設業退職金共済事業本部各都道府県支部が発行した建設業退職金制度加入・履行証明書
--

8 退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無を確認する書面 ＜提出が必要となる場合＞ ・項番 42「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」を「1. 有」とした場合 以下のいずれか 1 点を確認。 □中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面 □特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面 □就業規則（労働基準監督署長の印のあるもの） ※退職手当の決定、計算及び支払いの方法、退職手当の支払いの時期に関する定めがあるもの（該当箇所にマーカーを付す） □労働協約 □厚生年金基金への加入を証明する書面 □適格退職金年金契約書 □確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面 □確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面 □資産管理運用機関との間の契約書

9 法定外労働災害補償制度加入の有無を確認する書面 ＜提出が必要となる場合＞ ・ 項番 43 「法定外労働災害補償制度加入の有無」を「1. 有」とした場合 以下のいずれか1点を確認。<u>保険期間に審査基準日を含むものに限る</u> ☐（公財）建設業福祉共済団の労働災害補償制度への加入を証明する書面 ☐（一社）全国建設業労災互助会の労働災害補償制度への加入を証明する書面 ☐（一社）全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証明する書面 ☐全日本火災共済協同組合連合会などの中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の労働災害補償制度への加入を証明する書面 ☐労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券 ※以下の要件を確認できる場合のみ加点（<u>該当箇所にマーカーを付す</u>） （ア）業務災害と<u>通勤災害</u>のいずれもが対象であること （イ）職員および<u>下請負人</u>のすべてが対象であること （ウ）死亡および<u>障害等級第1級～第7級</u>までが対象であること
10 CPD単位取得について確認する書面 ＜提出が必要となる場合＞ ・ 項番 46 「CPD単位取得数」が1単位以上の場合 以下のいずれも。 ☐CPD認定団体が発行するCPD単位数を証する書面 ☐審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿（施工体制台帳の一部） （様式第5号（技能者名簿）を提出する場合のみ。<u>技能者が0人</u>の場合は<u>提出不要</u>）
11 技能レベル向上者について確認する書面 ＜提出が必要となる場合＞ ・ 項番 47 「技能レベル向上者数」又は「控除対象者数」が1人以上の場合 以下のいずれも。 ☐建設技能者の能力評価制度（建設キャリアアップシステム）による能力評価（レベル判定）結果通知書 ※前回申請時に「控除対象」として計上した者は<u>提出不要</u> ☐審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿（施工体制台帳の一部） （様式第5号（技能者名簿）を提出する場合のみ。<u>技能者が0人</u>の場合は<u>提出不要</u>）
12 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況／次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況／青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況を確認する書面 ＜提出が必要となる場合＞ ・ 項番 48 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の基づく認定の状況」に該当がある場合 ・ 項番 49 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」に該当がある場合 ・ 項番 50 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」に該当がある場合 ☐「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付され、認定事業者であることを証する書面 ※<u>審査基準日以前に認定を受け、かつ審査基準日以降に認定取消又は辞退がされていないこと</u>

13 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度を確認する書面

<提出が必要となる場合>

- ・ 項番 52「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無」に該当がある場合

☐ 自主宣言制度において宣言していることを証する書面の写し

※[自主宣言制度ホームページ](#)における各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」をダウンロードすることで取得可能

14 民事再生法及び会社更生法による法的整理の期間を確認する書面

<提出が必要となる場合>

- ・ 項番 54「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」に該当がある場合

以下のいずれか1点を確認。

☐ 再生（更生）手続開始決定通知書

☐ 再生（更生）手続終結決定を受けたことを証する書面（官報公告等）

15 防災協定を締結していることを確認する書面

<提出が必要となる場合>

- ・ 項番 55「防災協定の締結の有無」を「1.有」とした場合のみ
※建設業労働災害防止協会への加入や消防団協力事業所の認定は審査対象外のため、「2.無」とする

【申請者が国、特殊法人等又は地方公共団体と直接防災協定を締結している場合】

☐ 防災協定書

【申請者が所属する団体が国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合】

☐ 申請者が所属する団体の活動計画書や証明書等

（審査基準日時点で当該団体に加入し、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できるもの）

16 監査の受審状況等を確認する書面

<提出が必要となる場合>

- ・ 項番 58「監査の受審状況」を「1.会計監査人の設置」又は「2.会計参与の設置」とした場合

【「1.会計監査人の設置」の場合】 以下のいずれも。

※会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限適正意見又は限定付適正意見を表明している場合のみ加点

☐ 有価証券報告書又は監査報告書

☐ 履歴事項全部証明書・定款等により設置が確認できるもの

【「2.会計参与の設置」の場合】 以下のいずれも。

※会計参与が会計参与報告書を作成している場合のみ加点

☐ 会計参与報告書

☐ 履歴事項全部証明書・定款等により設置が確認できるもの

17 公認会計士等又は二級登録経理試験合格者の資格を証する書面	
<提出が必要となる場合> ・ 項番 59 「公認会計士等の数」が1人以上の場合 ・ 項番 60 「二級登録経理試験合格者の数」が1人以上の場合	
□雇用関係を確認する書類（確認書類4－1参照）必須	
いずれか	☐ 公認会計士・税理士としての登録を証する書面及び研修の受講を証明する書面 ☐ 一級又は二級登録経理試験の合格証 ☐ 一級又は二級登録経理講習の修了証 合格した日の翌年度の開始日から審査基準日までに5年を経過していない者は合格証、5年を経過した者は修了証を提出する

18 建設機械の所有及びリース台数を確認する書面	
<提出が必要となる場合> ・ 項番 62 「建設機械の所有及びリース台数」に1台以上記載する場合 ・ 県様式第1号（建設機械の保有状況一覧表）に記載した建設機械の台数分について必要（上限15台）	
A 建設機械の所有状況を確認する書面	【所有している場合】前回申請時に確認済みの建設機械については提出不要 □売買契約書 ※売買契約書が無い場合は、以下のいずれかの書類 ・ メーカーから発行される販売証明書 ・ 譲渡証明書 ・ 自動車検査証（「所有者」が申請者名義のもの） ・ 償却資産申告書及び種類別明細書 ・ 注文書及び注文請書 ・ 請求書及び領収書 等 【リースの場合】毎回提出 □リース契約書 （審査基準日から1年7か月以上の契約期間が確認できるもの） ※リース契約書において自動更新条項が定められている建設機械については、審査基準日から1年7か月以上の契約期間が確認できなくても加点対象になる。（自動更新条項記載箇所にマーカーを付す）
B 建設機械の稼働状況を確認する書面 【毎回提出】 ※審査基準日において各種検査の有効期限が切れている場合は、申請までに検査を受けていたとしても、<u>加点対象とならない。</u>	【ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、締固め用機械、解体用機械、高所作業車、不整地運搬車】 □特定自主検査記録表 ※1枚目のみで可 （検査年月日が審査基準日前1年以内のもの（不整地運搬は2年以内）に限る） 【新車で購入した場合】①+②又は③を提出 ① 加点対象となる建設機械の範囲に該当するかを確認できるカタログ（該当箇所にマーカーを付す） ② 初回特定自主検査実施時期証明書 ③ 出荷標章及び当該建設機械の近影

	【移動式クレーン】 ☐移動式クレーン検査証（審査基準日が有効期間内であるもの） 【ダンプ、アスファルト・フィニッシャ】 ☐自動車検査証 以下のいずれもが確認できるもの （ア）「初年度登録年月」が審査基準日以前であること （イ）「有効期間の満了する日」が審査基準日以降であること
＜加点対象となる建設機械の範囲＞	
建設機械の種類	加点要件
ショベル系掘削機	以下のアタッチメントを有するもの ・ショベル ・バックホウ ・ドラグライン ・クラムシェル ・クレーン ・パイルドライバー
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの
ダンプ	① 自動車検査証の「車体の形状」欄に以下の記載があるもの ・ダンプ ・ダンプフルトレーラ ・ダンプセミトレーラ ② 土砂の運搬が可能なもの （自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂以外のものとする」等土砂の運搬が制限されているものは対象外）
アスファルト・フィニッシャ	自動車検査証の「車体の形状」欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されているもの
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの ※固定式クレーンは対象外
不整地運搬車	
高所作業車	作業床の高さが2メートル以上のもの
締固め用機械	・ロードローラー ・タイヤローラー ・振動ローラー ※コンパクターやランマー等の明確に自走能力がない建設機械は対象外
解体用機械	・ブレーカ ・鉄骨切断機 ・コンクリート圧砕機 ・解体用つかみ機 ※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査表の同一のベースマシンが記載されている場合は、重複して評価することはできない （ベースマシンを共通して使用している機械について、例えばショベル系掘削機と解体用機械の両方で特定自主検査を受けている場合は、ショベル系掘削機又は解体用機械のいずれか一方のみ申請可能）

19 エコアクション21の認証／ISO9001の登録／ISO14001の登録の有無を確認する書面

<提出が必要となる場合>

・項番 63「エコアクション21の登録の有無」・項番 64「ISO9001の登録の有無」・項番 65「ISO14001の登録の有無」を「1. 有」とした場合

☐ **審査登録機関が認証した認証登録証明書**（登録活動範囲の分かるもの）

※加点対象となるのは、以下の両方を満たしている場合に限る。

- ・認証範囲に建設業が含まれる
- ・認証範囲が会社全体に及んでいる（本店のみ、一部支店のみは不可）

V 各様式の記載例、注意点等

様式の入手方法

(1) 新潟県 HP からダウンロード

以下のアドレスにアクセスし、必要な様式をダウンロードしてください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1356855053732.html>

(2) 建設業協会で購入

詳しくはホームページを確認してください。

<https://www.shinkenkyo.or.jp/about/book.html>

様式第二十五号の十四 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

様式第二十五号の十四 (第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係)

(用紙A4)

20001

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

不要なものを消す

令和8年 5月 1日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

郵便番号・所在地・商号(屋号)・代表者(事業主)を記入する
※代理人等が申請書又は添付書類を作成した場合は、その者の氏名も記載する

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1
(株)新潟建設
代表取締役 渠庁太郎

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和8年5月1日	01	01
申請時番号	02	大臣知事コード	国土交通大臣	新潟県知事
申請時番号	03	大臣知事コード	国土交通大臣	新潟県知事
審査基準日	04	令和8年5月1日	国土交通大臣	新潟県知事
申請等の区分	05	1	記載要領のコード表及び別表(2)を参照	
処理の区分	06	00		
法人又は個人の別	07	1	資本金額又は出資総額	法人番号
商号又は名称のフリガナ	08	ニイガタケンセツ	25000 (千円)	99999999999999
商号又は名称	09	(株)新潟建設	法人の種類を表す文字は(株)など略語を用いて記入する(カッコは1カラム使用する)	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ケンチョウ タロウ	法人の種類を表すフリガナ(「カブ」等)は不要 商号に「・」が含まれている場合、「・」はつめて記入する(例「新潟・建設」→「ニイガタケンセツ」) 濁音、半濁音は1文字として記入する	
代表者又は個人の氏名	11	渠 郎	姓名の間は1カラム空けて記入する	
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	15103	別表(3)を参照	
主たる営業所の所在地	13	新光町4-1	「丁目」「番地」「号」は、ハイフン(-)で記載する ※末尾の「番地」等は記載しない	
郵便番号	14	950-8570		
電話番号	15	025-285-5511		
許可を受けている建設業	16	21	電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解	
経営規模等評価対象建設業	17	99	審査対象業種は「9」を記入	

項番 3 5 10 13

自己資本額 1 7 3 3 3 8 3 2 (千円) 2 (1. 基準決算) 2. 2期平均

●基準決算：審査基準日の純資産合計（貸借対照表）を記入
●2期平均：審査基準日の純資産合計と直前の審査基準日の純資産合計の平均値を記入

2期平均の場合のみ記入
(千円未満切捨て)

基準決算 3 2 1 9 8 7 (千円)
直前の審査基準日 3 4 5 6 7 8 (千円)

利益額 (2期平均) 1 8 1 9 4 5 0 0 (千円) 利益額（利払前税引前償却前利益）
= 営業利益+減価償却実施額

損益計算書の「営業利益（営業損失）」の額を記入

(法人) 法人税申告書別表16(1)(2)等に記載の減価償却の実施額を記入
(個人) 青色申告書一式の写し又は収支内訳書等に減価償却として計上した金額を記入

下表の4つの数値を合計して、2で割った値を記入する（千円未満端数切捨）

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度	
営業利益	1 2 0 0 0 0 (千円)	営業利益	1 9 0 0 0 0 (千円)
減価償却実施額	3 4 0 0 0 0 (千円)	減価償却実施額	4 5 0 0 0 0 (千円)

技術職員数 1 9 8 (人)

別紙二「技術職員名簿」に記載した人数と一致

登録経営状況分析機関番号 2 0 0 0 0 0 × ×

登録番号は右詰で記入し、左側の余白には0を記入する

決算期変更等により、各期の決算期間が12か月とならない場合は、「営業利益」及び「減価償却実施額」について、各決算期間の実績値を月単位で按分し、次の①②の期間に対応する金額を計上する

①審査対象事業年度：審査基準日以前12か月の期間
②前審査対象事業年度：①の直前の12か月の期間

※按分計算を行った場合は、計算式を当該様式の余白部分に記載すること
(電子申請の場合は、計算式を記載した別紙（任意様式）を作成し、「その他添付ファイル」に添付すること)

※按分計算の方法は、完成工事高の算定方法と同様
(P31「別紙一 工事種類別完成工事高に係る記載上の留意点 (4) 決算期を変更した場合」参照)

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先

所属等 営業部

氏名 新潟 花子

電話番号 025-285-5511

ファックス番号 025-285-3572

記載要領

- 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、
「建設業法第 27 条の 26 第 2 項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第 27 条の 28 の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第 27 条の 29 第 1 項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「般 特」については、不要のものを消すこと。
- 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第 19 条の 4 第 1 項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 太線の枠内には記入しないこと。
- □ □ □ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに 1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□ □ 1 2 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲 建設工業 □ □ のように左詰めで記入すること。
- 0 2 「申請時の許可番号」の欄の「大臣 知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。なお、当該申請においては、新潟県知事コード 1 5 を記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば 0 0 1 2 3 4 又は 0 1 月 0 1 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在 2 以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 0 3 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 0 4 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和 2 年 3 月 31 日であれば、0 2 年 0 3 月 3 1 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 0 5 「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 0 6 「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12 か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合
01	6 か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他 12 か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例 1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和 2 年 10 月 1 日に当該組織変更の登記を行った場合で令和 3 年 3 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき (例 2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和 2 年 3 月 31 日に終了した場合で事業年度の変更により令和 2 年 12 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和 2 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で令和 3 年 3 月 31 日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和 2 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和 3 年 3 月 31 日）より前の日（令和 2 年 11 月 1 日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 10 〇 7 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 11 〇 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又は パのように 1 文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナを記入しないこと。
- 12 〇 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例) (株) 建設 (有) 〇 〇

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に 1 カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように 1 文字として扱うこと。
- 14 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に 1 カラム空けて記入すること。
- 15 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、別表（3）の分類に従い、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 16 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、15 により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震 岡 関 2 ー 1 ー 1 3 〇のように記入すること。
- 17 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 0 3 ー 5 2 5 3 ー 8 1 1 〇のように記入すること。
- 18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 19 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について 18 の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。
- 20 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。
- 記入すべき金額は、千円未満の端数を切捨てて表示すること。
- ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば 〇 〇 〇 1 2 3 4 〇 〇 〇 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。
- 21 1 8 「利益額（2 期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業

年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のコラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切捨てて表示することができる。

ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切捨てずにそのまま記入すること。

22 ① ⑨ 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

23 ② ① 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば② ① ① ① ① ① ①のように、コラムに数字を記入するに当たって空位のコラムに「0」を記入すること。

24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（1） 大臣・知事コード

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（2） 処理の区分（右欄）コード表

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

別表（３） 新潟県市区町村コード表

コード	市 区 名	コード	町 村 名
1 5 1 0 1	新潟市北区	1 5 2 1 7	妙高市
1 5 1 0 2	新潟市東区	1 5 2 1 8	五泉市
1 5 1 0 3	新潟市中央区	1 5 2 2 2	上越市
1 5 1 0 4	新潟市江南区	1 5 2 2 3	阿賀野市
1 5 1 0 5	新潟市秋葉区	1 5 2 2 4	佐渡市
1 5 1 0 6	新潟市南区	1 5 2 2 5	魚沼市
1 5 1 0 7	新潟市西区	1 5 2 2 6	南魚沼市
1 5 1 0 8	新潟市西蒲区	1 5 2 2 7	胎内市
1 5 2 0 2	長岡市	1 5 3 0 7	北蒲原郡聖籠町
1 5 2 0 4	三条市	1 5 3 4 2	西蒲原郡弥彦村
1 5 2 0 5	柏崎市	1 5 3 6 1	南蒲原郡田上町
1 5 2 0 6	新発田市	1 5 3 8 5	東蒲原郡阿賀町
1 5 2 0 8	小千谷市	1 5 4 0 5	三島郡出雲崎町
1 5 2 0 9	加茂市	1 5 4 6 1	南魚沼郡湯沢町
1 5 2 1 0	十日町市	1 5 4 8 2	中魚沼郡津南町
1 5 2 1 1	見附市	1 5 5 0 4	刈羽郡刈羽村
1 5 2 1 2	村上市	1 5 5 8 1	岩船郡関川村
1 5 2 1 3	燕市	1 5 5 8 6	岩船郡粟島浦村
1 5 2 1 6	糸魚川市		

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

2年平均を選択する場合「1」
3年平均を選択する場合「2」

27



2枚目以降は記入しない。

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分
3 1	自 3 年 5 月 至 7 年 9 月 10 月	自 11 年 13 月 至 15 年 17 月 19 月	(1.2年平均) (2.3年平均)
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度		年 月 年 月	
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		年 月 年 月	

業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
3 2 0 5 1	1 0 0 0	1 0 0 0	1 8 0 0	1 2 0 0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
法面処理工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2.000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2.000		
3 2 1 3 0	1 1 0 0 0	6 0 0 0	9 0 0 0	4 0 0 0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
舗装工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 10.000 12.000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 5.000 7.000		
3 2				
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度		
3 2				
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度		
3 2				
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度		
3 3	7 5 0	7 5 0	1 0 0 0	0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
その他工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 1.500 0	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度		
3 4	3 7 8 7 5 4	2 4 5 2 5 0	2 8 5 8 0 0	1 6 7 2 0 0
合計				

別紙一が2枚以上ある場合は、
項番33（その他工事）及び項
番34（合計）は、最終ページ
のみ記入する

項番33（その他工事）は、審査対象業種以外の完成工事高等の合計を記入する
例）塗装工事の実績があるが、経審を受審しない場合、塗装工事の実績をここに含める
※ 実績が無い場合は「0」を記入する

項番34（合計）は、
・損益計算書の完成工事高と一致させる
・項番32及び33に記入した完成工事高の合計と一致させる
・端数処理により一致しない場合、項番32・33で調整して一致させる
・内訳工事（PC、法面、鋼橋上部）は含めない（※二重計上になるため）

2枚目も必ず丸を付ける

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例

(1. 有 2. 無)

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12 か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和02年04月～至令和03年03月
 - (2) 6 か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和02年04月～至令和03年03月
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

（例1）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で、令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和02年04月～至令和03年03月

（例2）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により、令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和02年01月～至令和02年12月
 - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

（例）令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自令和02年10月～至令和03年03月
 - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

（例）令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき
自令和02年10月～至令和00年00月
- 3 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあっては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、 で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

別紙一 工事種類別完成工事高

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	事鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

5 [3][3]「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

6 [3][4]「合計」の欄は、完成工事高においては、[3][2]及び[3][3]に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば[]、[]、[]、[1]、[2]、[3]、[4]、[0]、[0]のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

別紙一 工事種類別完成工事高に係る記載上の留意点

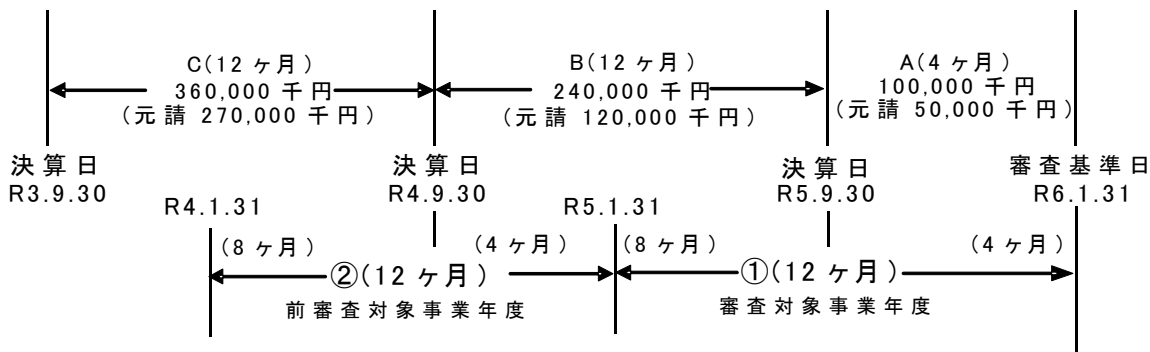
- (1) 経営事項審査の申請をする際は、消費税を除いた決算書類等財務諸表により審査を行います。11条変更届を税込み表記で提出した場合は、様式第2号（工事経歴書）を税抜きで作成し、ご提出ください。（※ただし、免税業者については消費税を含んだもので審査を行います。）
- (2) 経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日（以下「当期事業年度開始日」という。）の直前2年の年間平均完成工事高又は直前3年の年間平均完成工事高を選択できます。ただし、審査対象建設業ごとに選択することはできません。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の各事業年度における完成工事高の合計額を年間平均完成工事高の算定基礎とすることができます。
- ア 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記を行った者
 - イ 当期事業年度開始日にさかのぼって2年以内（又は3年以内）に配偶者又は2親等以内の建設業者（個人に限る。②において「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（以下「承継人」という。）であって、次のいずれにも該当する者
 - i) 被承継人が建設業を廃業すること
 - ii) 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること（やむを得ない場合を除く。）
 - iii) 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること
 - ウ 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に被承継人から営業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下、「承継法人」という。）であって、次のいずれにも該当する者
 - i) 被承継人が建設業を廃業すること
 - ii) 被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
 - iii) 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
 - iv) 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

(4) 決算期を変更した場合

決算期を変更したため、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が24か月（又は36か月）に満たない場合は、次の例により算定した完成工事高を基準として年間平均完成工事高を算定します。（項番18「利益額」も同様に算定します。）

○ 決算期を9月30日から1月31日に変更した例（2年平均を選択した場合）

	期間	完成工事高	(内元請完成工事高)	
審査対象事業年度	R5. 10. 1～R6. 1. 31	100,000 千円	(50,000 千円)	A
その前期	R4. 10. 1～R5. 9. 30	240,000 千円	(120,000 千円)	B
その前々期	R3. 10. 1～R4. 9. 30	360,000 千円	(270,000 千円)	C



(算式)

$$\underbrace{A \text{ の完成工事高} + \left(B \text{ の完成工事高} \times \frac{12 \text{ヶ月} - A \text{ の月数}}{12 \text{ヶ月}} \right)}_{\text{①}} + \underbrace{\left(B \text{ の完成工事高} \times \frac{A \text{ の月数}}{12 \text{ヶ月}} \right) + \left(C \text{ の完成工事高} \times \frac{12 \text{ヶ月} - A \text{ の月数}}{12 \text{ヶ月}} \right)}_{\text{②}}$$

=直前2年の完成工事高

(記載例)

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 04年02月 至 05年01月		審査対象事業年度 自 05年02月 至 06年01月		計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 4年10月～5年9月 3年10月～4年9月		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～年 月		審査対象事業年度の期日は審査基準日 の12ヶ月前の年月を記入
業種 コード 32010	完成工事高(千円) 320000	元請完成工事高(千円) 220000	完成工事高(千円) 260000	元請完成工事高(千円) 130000	
工事の種類 土木一式	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 (240,000×4/12) + (360,000×8/12) = 320,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 (120,000×4/12) + (270,000×8/12) = 220,000	完成工事高 100,000 + (240,000×8/12) = 260,000	元請完成工事高 50,000 + (120,000×8/12) = 130,000	①の算定

(5) 完成工事高の積み上げに係る留意点

- ア 審査対象建設業が一式工事業である場合、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。)に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。
- イ 審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。)に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の年間平均完成工事高に含めることができます。
- ウ (ア)又は(イ)に係る申し出をする場合は、その申出の額をそのまま『様式第1号 工事種類別完成工事高付表』に記載し、工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高に添付してください。

(用紙A4)
2 0 0 0 5

技 術 職 員 名 簿

審査基準日時点で常勤している技術職員を記入
※申請日時点で退職している場合でも、審査基準日時点で常勤していれば申請可能

ページ番号を必ず記入

項番
8 1
0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	●●●			38	8 2	0 1 1 1 1 1	0 5 1 1 3 1				第12345678	30
2	○	○●○	54年12月1日	44	8 2	0 1 2 1 4 2	1 3 2 1 4					
3	■	■			8 2	0 2 2 3 8 2						
4	□	□	54年2月22日	55	8 2	0 8 1 2 7 1	0 8 1 5 5 2					
5	▲	▲	54年7月10日	50	8 2	0 1 1 1 3 2	1 3 2 1 2 2					
6	△	△△	53			7 1 0 8 1 5 5 2					第34567891	
7	○	★	55			4 2 1 3 2 1 4 2						
8	○	×	55			3 1 1 3 1 1 3 1					第23456789	17
16												
17												
18												
19												
20												
21			年 月 日		8 2							
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

審査基準日時点での満年齢を記載
※満年齢が上がるのは誕生日の前日

業種コード(P.30)を参照し、業種コードを記入
※経審を受理する業種のみ記載可能
※技術職員1人につき2業種まで申請可能

別表(4)(5)を参照し、該当の有資格区分コードを記入

1業種について複数資格を申請することは不可
※同一業種で複数の資格を有している場合は、最も上位の1資格を記入する

新規掲載者：審査対象事業年度内に技術職員（＝技術職員名簿に掲載可能）となった者に○印を記入

該当者は次のいずれか

- ① 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象年内に新たに資格を有するに至った者
- ② 審査対象年より前から資格を有しており、審査対象年内に6か月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った者

※新規掲載者は確認書類4-1及び4-2の両方を提出

監理技術者資格者証の交付を受けている者は審査基準日時点で有効な番号を記載する

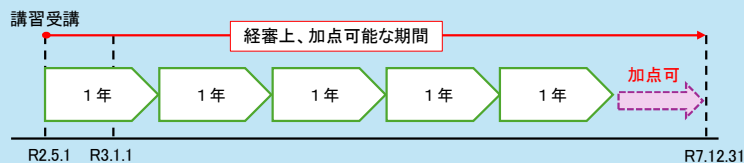
CPD単位取得数：
審査基準日から1年以内に取得した単位 ÷ 別表(6)にあるCPD認定団体ごとの数値 × 30により算出した単位数を記入する
※各技術者のCPD単位の記入上限は、30単位とする
※小数点以下端数は切捨て
※別表(6) CPD認定団体ごとの数値及び計算方法はP.40を参照

以下の要件①～③をすべて満たしている場合は、講習受講「1」、それ以外の場合は「2」を記入する

- ① 経審上で1級国家資格者相当として評価される者
- ② 審査基準日時点で監理技術者資格者証の交付を受けている者
- ③ 審査基準日が監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から5年以内に含まれていること
(注1)

(注1) 監理技術者の経審上加点可能な期間

例) 令和2年5月1日に監理技術者講習を受講した場合、
令和2年5月1日～令和7年12月31日における審査基準日について加点可



1頁あたりの記入人数は30名まで

別紙二 技術職員名簿

記載要領

- この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号から第3号までに該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2までとする。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば 、12枚目であれば のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表(四)及び別表(五)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

「#」…「解」については、平成27年度までの合格者は、解体工事に關する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

コード	資格区分	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
-----	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

別紙二 技術職員名簿

コード	資格区分 【】内は必要な実務経験年数	建設業の種類																			
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機
電気工事士法	155 第一種電気工事士								2												
	256 第二種 〃								1												
電気事業法	258 電気主任技術者(第1種～第3種)								1												
電気通信事業法	259 電気通信主任技術者																			1	
	235 工事担任者 ※1																			1	
水道法	265 給水装置工事主任技術者								1												
消防法	168 甲種消防設備士																				2
	169 乙種 〃																				2
職業能力開発促進法	171 建築大工(1級)			2																	
	271 〃 (2級)			1																	
	164 型枠施工(1級)				2																
	264 〃 (2級)			1	1																
	172 左官(1級)				2																
	272 〃 (2級)				1																
	157 とび・とび工(1級)					2															2
	257 〃 (2級)					1															1
	173 コンクリート圧送施工(1級)					2															
	273 〃 (2級)					1															
	166 ウェルポイント施工(1級)					2															
	266 〃 (2級)					1															
	174 冷凍空調調和機器施工・空調調和設備配管(1級)								2												
	274 〃 (2級)								1												
	175 給排水衛生設備配管(1級)								2												
	275 〃 (2級)								1												
	176 配管・配管工(1級)								2												
	276 〃 (2級)								1												
	170 建築板金「ダクト板金作業」(1級)							2	2					2							
	270 〃 (2級)							1	1					1							
	177 タイル張り・タイル張り工(1級)									2											
	277 〃 (2級)									1											
	178 築炉・築炉工(1級)・れんが積み									2											
	278 〃 (2級)									1											
	179 ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工						2			2											
	279 〃 (2級)						1			1											
	180 石工・石材施工・石積み(1級)						2														
	280 〃 (2級)						1														
	181 鉄工・製罐(1級)									2											
	281 〃 (2級)									1											
	182 鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)										2										
	282 〃 (2級)										1										
	183 工場板金(1級)													2							
	283 〃 (2級)													1							
	184 板金・建築板金・板金工(1級)							2						2							
	284 〃 (2級)							1						1							
	185 板金・板金工・打出し板金(1級)													2							
	285 〃 (2級)													1							
	186 かわらぶき・スレート施工(1級)							2													
	286 〃 (2級)							1													
	187 ガラス施工(1級)																2				
	287 〃 (2級)																1				
	188 塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)																	2			
	288 〃 (2級)																	1			
	189 建築塗装・建築塗装工(1級)																	2			
	289 〃 (2級)																	1			
	190 金属塗装・金属塗装工(1級)																	2			
	290 〃 (2級)																	1			
	191 噴霧塗装(1級)																	2			
	291 〃 (2級)																	1			
	167 路面標示施工																	2			
	192 畳製作・畳工(1級)																		2		
	292 〃 (2級)																		1		
	193 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)																		2		
	293 〃 (2級)																		1		
	194 熱絶縁施工(1級)																			2	
	294 〃 (2級)																			1	
	195 建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)																				2
	295 〃 (2級)																				1
	196 造園(1級)																				2
	296 〃 (2級)																				1
	197 防水施工(1級)																	2			
	297 〃 (2級)																	1			
	198 さく井(1級)																				2
	298 〃 (2級)																				1
コード	資格区分	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機

※1 電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者(令和3年度以降の試験あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る)であって、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有する者。

別紙二 技術職員名簿

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
061	地すべり防止工事 ※2					1																			1					
040	基礎ぐい工事(基礎施工士)					2																								
062	建築設備士								1	1																				
063	1級計装士								1	1																				
060	解体工事施工技士																													2
064	基幹技能者	講習修了証記載の業種のみ																												
	登録電気工事基幹技能者							3														3								
	登録橋梁基幹技能者					3					3																			
	登録造園基幹技能者																							3						
	登録コンクリート圧送基幹技能者					3																								
	登録防水基幹技能者																			3										
	登録トンネル基幹技能者					3																								
	登録建設塗装基幹技能者																			3										
	登録左官基幹技能者					3																								
	登録機械土工基幹技能者					3																								
	登録海上起重基幹技能者														3															
	登録PC基幹技能者					3							3																	
	登録鉄筋基幹技能者												3																	
	登録圧接基幹技能者												3																	
	登録型枠基幹技能者					3																								
	登録配管基幹技能者									3																				
	登録窯・土工基幹技能者					3																								
	登録切断穿孔基幹技能者					3																								
	登録内装仕上工事基幹技能者																				3									
	登録サッシ・CW基幹技能者																										3			
	登録エクステリア基幹技能者					3	3				3																			
	登録建築板金基幹技能者							3								3														
	登録外壁仕上基幹技能者					3													3	3										
	登録ダクト基幹技能者									3																				
	登録保温保冷基幹技能者																						3							
	登録グラウト基幹技能者					3																								
	登録冷凍空調基幹技能者									3																				
	登録運動施設基幹技能者					3								3											3					
	登録基礎工基幹技能者					3																								
	登録タイル張り基幹技能者											3																		
	登録標識・道路標示基幹技能者					3														3										
	登録消火設備基幹技能者																												3	
	登録建築大工基幹技能者				3																									
	登録硝子工事基幹技能者																		3											
	登録ALC基幹技能者											3																		
	登録土工基幹技能者					3																								
	登録ウレタン断熱基幹技能者																						3							
	登録発破・破砕基幹技能者					3																								
	登録建築測量基幹技能者				3																									
	登録解体基幹技能者																													3
	登録圧入工基幹技能者					3																								
	登録送電線工事基幹技能者					3				3																				
	登録さく井基幹技能者																										3			
	登録あと施工アンカー基幹技能者					3																								
	登録計装基幹技能者								3	3											3		3							
	登録土質改良基幹技能者					3																								
登録都市トンネル基幹技能者					3																									
登録潜函基幹技能者					3																									
登録道路等法面保護基幹技能者					3																									
登録斜面防災基幹技能者					3																						3			
登録石材施行基幹技能者						3																								

コード	資格区分	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
-----	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※2 (一社) 斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験に合格し、審査基準日時時点で登録が有効な者。

◆表の見方◆

例) 一級土木施工管理技士(有資格区分コード「113」)

113	1級土木施工管理技士	5		1△	5	5	1△		1△	5	1△	5	5		5	1△		1△		1△		5		1△	5#
-----	------------	---	--	----	---	---	----	--	----	---	----	---	---	--	---	----	--	----	--	----	--	---	--	----	----

・「土、左、と、石、屋、タ、鋼、筋、舗、しゅ、塗、防、絶、井、水、清、解」の中から業種を選択することができる(経審を受審する業種のみ)。ただし、「1△」と記載されている業種については、資格取得後3年の実務経験が必要になるため、別途「様式第9号(実務経験証明書)」の提出が必要。

・「5#」は、平成28年度以前の合格者の場合、解体工事の実務経験1年以上又は登録解体工事講習受講が必要になる。

別紙二 技術職員名簿

コード	資格区分	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	ゃ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
703	レベル3技能者（建設キャリアアップシステム）	レベル判定された職種に応じて2点（※印）																														
704	レベル4技能者（建設キャリアアップシステム）	レベル判定された職種に応じて3点（※印）																														
	電気工事技能者能力評価基準								※													※										
	橋梁技能者能力評価基準					※					※																					
	造園技能者能力評価基準																							※								
	コンクリート圧送技能者能力評価基準					※																										
	防水施工技能者能力評価基準																			※												
	トンネル技能者能力評価基準	※				※																										
	建設塗装技能者能力評価基準																			※												
	左官技能者能力評価基準					※																										
	機械土工技能者能力評価基準	※				※																										
	海上起重技能者能力評価基準	※														※																
	PC技能者能力評価基準	※				※								※																		
	鉄筋技能者能力評価基準													※																		
	圧接技能者能力評価基準													※																		
	型枠技能者能力評価基準					※																										
	配管技能者能力評価基準									※																						
	とび技能者能力評価基準					※																										
	切断穿孔技能者能力評価基準					※																										
	内装仕上技能者能力評価基準																				※											
	サッシ・CW技能者能力評価基準																											※				
	エクステリア技能者能力評価基準					※	※					※																				
	建築板金技能者能力評価基準							※										※														
	外壁仕上技能者能力評価基準					※														※	※											
	ダクト技能者能力評価基準									※																						
	保温保冷技能者能力評価基準																						※									
	グラウト技能者能力評価基準					※																										
	冷凍空調技能者能力評価基準										※																					
	運動施設技能者能力評価基準	※				※								※										※								
	基礎ぐい工事技能者能力評価基準					※																										
	タイル張り技能者能力評価基準												※																			
	道路標識・路面標示技能者能力評価基準						※														※											
	消防施設技能者能力評価基準																														※	
	建築大工技能者能力評価基準			※	※																											
	硝子工事技能者能力評価基準																			※												
	ALC技能者能力評価基準												※																			
	土工技能者能力評価基準	※					※																									
	ウレタン断熱技能者能力評価基準																							※								
	発破・破砕技能者能力評価基準						※																									
	建築測量技能者能力評価基準						※																									
	圧入技能者能力評価基準						※																									
	さく井技能者能力評価基準																											※				
	解体技能者能力評価基準																															※
	計装工事技能者能力評価基準									※	※												※		※							
	土質改良技能者能力評価基準	※					※																									
	潜函技能者能力評価基準						※																									
	住宅建築関連技能者能力評価基準			※	※																											
	石材技能者能力評価基準							※																								
	斜面防災技能者能力評価基準						※																				※					
	道路等法面保護工事技能者能力評価基準						※																									
	都市トンネル技能者能力評価基準	※					※																									
その他	099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第4号該当 ※3																														
コード	資格区分	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	ゃ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	

※3 専門学校における経験年数は以下のとおりです。
①学校教育法による専修学校の専門課程（専門学校）を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、専門士又は高度専門士を称し、評価を受けようとする建設業に関して、3年以上実務の経験を有する者（その場合、高度専門士・専門士の称号が確認できる証明書の写しが必要です。）。
②学校教育法による専修学校の専門課程（専門学校）を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、評価を受けようとする建設業に関して5年以上実務の経験を有する者。

◆表の見方◆

例）第二種電気工事士（有資格区分コード「256」）

256	第二種電気工事士	【3年】					1																								
-----	----------	------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

・「電気工事」が経審受審業種であれば申請することができる。ただし、資格取得後3年の実務経験が必要になるため、別途「様式第9号（実務経験証明書）」の提出が必要。

別表（５）外国建設業者における技術職員資格区分コード表

コード	資 格 区 分	コード	資 格 区 分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 "	502	建築工事業 "
303	大工工事業 "	503	大工工事業 "
304	左官工事業 "	504	左官工事業 "
305	とび・土工工事業 "	505	とび・土工工事業 "
306	石工事業 "	506	石工事業 "
307	屋根工事業 "	507	屋根工事業 "
308	電気工事業 "	508	電気工事業 "
309	管工事業 "	509	管工事業 "
310	タイル・れんが・ブロック工事業 "	510	タイル・れんが・ブロック工事業 "
311	鋼構造物工事業 "	511	鋼構造物工事業 "
312	鉄筋工事業 "	512	鉄筋工事業 "
313	舗装工事業 "	513	舗装工事業 "
314	しゅんせつ工事業 "	514	しゅんせつ工事業 "
315	板金工事業 "	515	板金工事業 "
316	ガラス工事業 "	516	ガラス工事業 "
317	塗装工事業 "	517	塗装工事業 "
318	防水工事業 "	518	防水工事業 "
319	内装仕上工事業 "	519	内装仕上工事業 "
320	機械器具設置工事業 "	520	機械器具設置工事業 "
321	熱絶縁工事業 "	521	熱絶縁工事業 "
322	電気通信工事業 "	522	電気通信工事業 "
323	造園工事業 "	523	造園工事業 "
324	さく井工事業 "	524	さく井工事業 "
325	建具工事業 "	525	建具工事業 "
326	水道施設工事業 "	526	水道施設工事業 "
327	消防施設工事業 "	527	消防施設工事業 "
328	清掃施設工事業 "	528	清掃施設工事業 "
329	解体工事業 "	529	解体工事業 "
401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 "		
403	大工工事業 "		
404	左官工事業 "		
405	とび・土工工事業 "		
406	石工事業 "		
407	屋根工事業 "		
408	電気工事業 "		
409	管工事業 "		
410	タイル・れんが・ブロック工事業 "		
411	鋼構造物工事業 "		
412	鉄筋工事業 "		
413	舗装工事業 "		
414	しゅんせつ工事業 "		
415	板金工事業 "		
416	ガラス工事業 "		
417	塗装工事業 "		
418	防水工事業 "		
419	内装仕上工事業 "		
420	機械器具設置工事業 "		
421	熱絶縁工事業 "		
422	電気通信工事業 "		
423	造園工事業 "		
424	さく井工事業 "		
425	建具工事業 "		
426	水道施設工事業 "		
427	消防施設工事業 "		
428	清掃施設工事業 "		
429	解体工事業 "		

(備考)

1級技術者…法第15条第2号イに該当する者

2級技術者…法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによつて直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて1級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者

その他の技術者…法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2級技術者以外の者

登録基幹技能者講習を修了した者…第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を終了した者で1級技術者以外の者

別表（６） C P D 認定団体ごとの数値

C P D 認定団体	定数
(公社) 空気調和・衛生工学会	50
(一財) 建設業振興基金	12
(一社) 建設コンサルタンツ協会	50
(一社) 交通工学研究会	50
(公社) 地盤工学会	50
(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50
(一社) 全国測量設計業協会連合会	20
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20
(一社) 全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
(公社) 土木学会	50
(一社) 日本環境アセスメント協会	50
(公社) 日本技術士会	50
(公社) 日本建築士会連合会	12
(公社) 日本造園学会	50
(公社) 日本都市計画学会	50
(公社) 農業農村工学会	50
(一社) 日本建築士事務所協会連合会	12
(公社) 建築家協会	12
(一社) 日本建設業連合会	12
(一社) 日本建築学会	12
(一社) 建築設備技術者協会	12
(一社) 電気設備学会	12
(一社) 日本設備設計事務所協会	12
(公財) 建築技術教育普及センター	12
(一社) 日本建築構造技術者協会	12

○計算式

$$\frac{\text{審査基準日から1年以内に取得したC P D 単位数}}{\text{C P D 認定団体ごとの数値}} \times 30$$

注：1人につき1団体のみ申請可

記載要領

- 1 ☐ ☐ ☐ ☐ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば ☐ ☐ ☒ ☒ のように右詰めで記入すること。
- 2 ☒ ☒ 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 3 ☒ ☒ 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - （1）労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - （2）勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - （3）所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - （4）厚生年金基金が設立されていること。
 - （5）法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - （6）確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - （7）確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 4 ☒ ☒ 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく保険給付の基となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 5 ☒ ☒ 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満 35 歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の 15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満 35 歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 6 ☒ ☒ 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満 35 歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の 1 %以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満 35 歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 7 ☒ ☒ 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前 1 年のうちに取得した CPD の単位数（ただし、算入できる CPD 単位数は 1 人当たり 30 単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第 7 条の 3 第 3 号若しくは第 18 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する者又は 1 級若しくは 2 級の第一次検定に合格した者（第 18 条の 3 第 2 項第 1 号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- 8 ☒ ☒ 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前 3 年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この 8 において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の 3 年前の日において受けている評価の区分より 1 以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前 3 年のうちに建設工事の施工に従事した者であって第 14 条の 2 第 2 号チ又は同条第 4 号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前 3 年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。
- 9 ☒ ☒ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく「えるぼし認定（第 1 段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（第 2 段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（第 3 段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 10 ☒ ☒ 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。
- 11 ☒ ☒ 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 12 ☒ ☒ 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前 1 年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」

を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。

- 13 **[5][2]**「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄は、建設技能者を大切にする企業の自主宣言を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を記入すること。
- 14 **[5][3]**「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 15 **[5][4]**「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 16 **[5][5]**「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 17 **[5][6]**「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 18 **[5][7]**「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 19 **[5][8]**「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 20 **[5][9]**「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 21 **[6][0]**「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
- 22 **[6][1]**「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 23 **[6][2]**「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。以下同じ。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャー」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車、同項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
- 24 **[6][3]**「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入すること。
- 25 **[6][4]**「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 26 **[6][5]**「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

別紙三 その他の審査項目（社会性等）

記入すべき金額は、千円未満の端数を切捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2 期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合及び単位は、小数点第 2 位以下の端数を切捨てて表示すること。

県様式第1号

建設機械の保有状況一覧表

項番62が0台の場合は作成不要

いずれかに○をつける

通番	建設機械の種類	種別又は規格	メーカー	型式	製造番号又は車体番号	所有又はリースの状況	リースの場合 契約満了日	検査実施 年月日等
1	ショベル系掘削機	バックホウ	〇〇〇	PC〇〇-〇	1234	所有 リース		令和7年1月20日
2	ブルドーザー	3トン						日
3	トラクターショベル	1.3m ³					令和10年3月31日	令和6年1月22日
4	モーターグレーダー	5トン						
5	ダンプ	ダンプ	□□□	〇〇〇〇	8912	所有 リース		[登録年月] 令和2年2月 [満了日] 令和8年2月20日
6	アスファルト・フィニッシャー	アスファルト・フィニッシャー						[登録年月] 平成28年10月 [満了日] 令和9年5月14日
7	不整地運搬車	—				所有		令和7年1月20日
8	移動式クレーン	3トン				所有 リース		令和7年2月1日 から 令和8年1月31日
9	締固め用機械	タイヤローラー			8	所有 リース		
10	解体用機械	解体用つかみ機			9123	所有 リース		
11	高所作業車	14.5m				所有 リース		初回 令和8年6月
12								
13						所有 リース		
14						所有 リース		
15						所有 リース		

15台以上は記載不可

上記のとおり、審査基準日において経営事項審査で評価対象とされている建設機械を保有していることに相違ありません。
リース契約書において自動更新条項が定められている建設機械については、自動更新条項を適用し、審査基準日から1年7ヶ月以上の期間、使用することを誓約します。

リースは、審査基準日から1年7か月以上の契約期間がある場合に加点対象となる
ただし、審査基準日から1年7か月以上の契約期間が無い場合でも、自動更新条項が定められている場合は加点可能

申請者名

(株)新潟建設 代表取締役 県庁 太郎

別記
様式第1号

一式工事業以外の建設業の完成工事高をその建設工事の性質に応じて一式工事の完成工事高に含める場合などに作成する

(用紙A4)

工事種類別完成工事高付表

新潟市中央区新光町4-1

(株)新潟建設

申請者 代表取締役 県庁 太郎

審査対象建設業		完成工事高	
(審査対象事業年度)	(単位千円)		
土木一式工事	50,000	土木一式工事	30,000
うち元請	40,000	うち元請	20,000
		とび・土工・コンクリート工事	20,000
		うち元請	20,000
※完成工事高を他の建設業に含めた業種は審査対象工事にできなくなるため注意			

注) 申請者のうち次の申し出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

様式第2号

(用紙A4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

商号又は名称

確認の対象となる決算期の期間を記入

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
(株)新潟建設 の令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの
第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等
変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理
に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

地方整備局長
北海道開発局長
新潟県知事 殿

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

商号又は名称
所属・役職

(株)新潟建設
管理部長

氏 名

県庁 花子

常勤の経理事務の責任者で、以下の資格を持つ者の署名が必要

- ① 公認会計士（公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者）
- ② 税理士（所属税理士会が認定する研修を受講した者）
- ③ 一級の登録経理試験に合格した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者
- ④ 一級の登録経理講習を受講した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者

記載要領

「地方整備局長

北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。

知事」

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。 取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。 貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。 売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。 市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。 時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。 その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。

	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積もることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。

	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益 工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。

工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
J V	共同施工方式のJ Vに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、J V全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJ Vに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、J V全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	J Vを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

様式第3号

別紙二「技術職員名簿」に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者について記載する (用紙A4)

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

地方整備局長
北海道開発局長
新潟県知事 殿

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

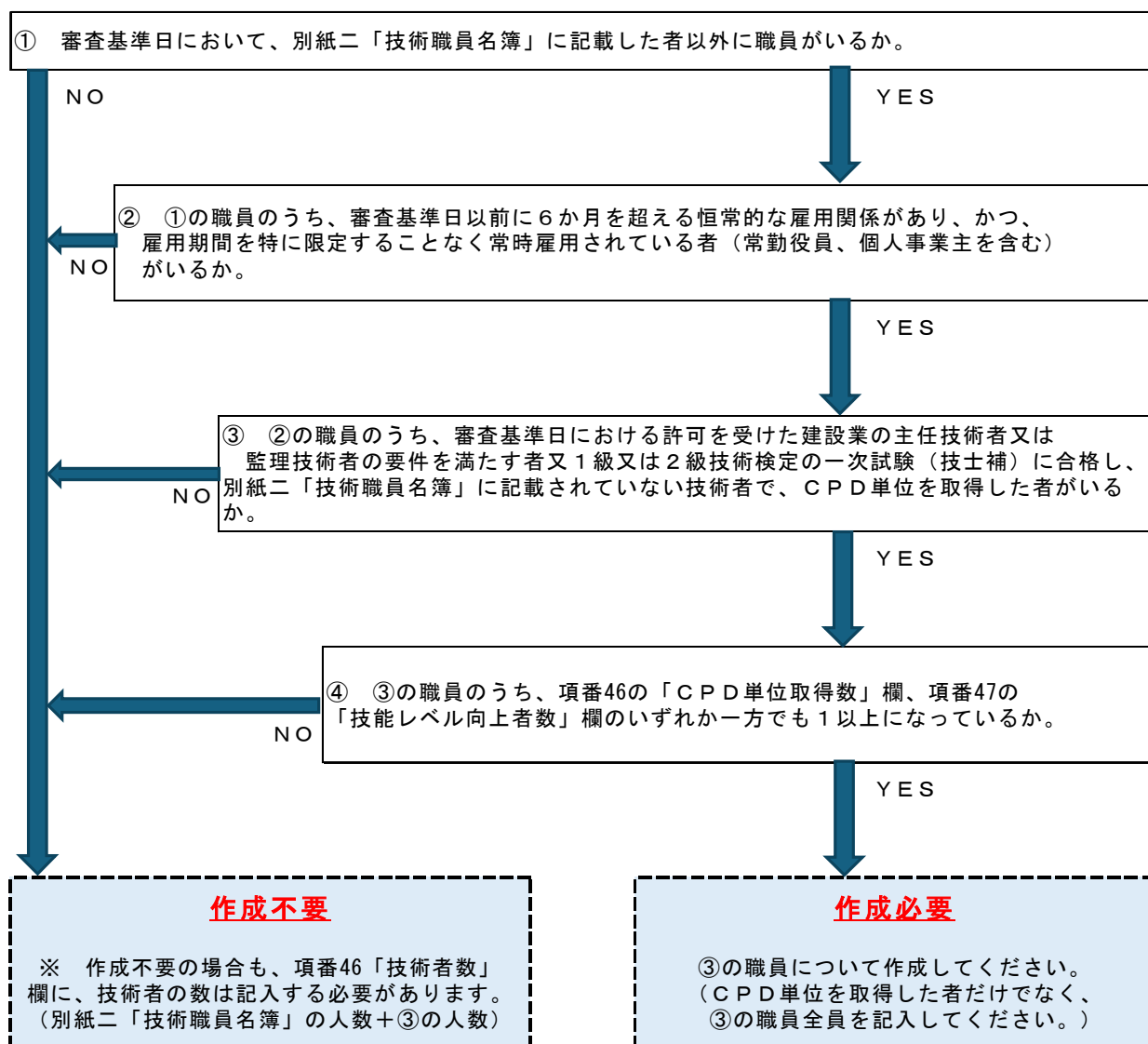
住所 新潟市中央区新光町4-1
商号又は名称 (株)新潟建設
代表者氏名 代表取締役 県庁 太郎

通番	氏 名	生年月日
6	△△ △△△	昭和38年10月12日
通番は別紙二「技術職員名簿」と一致させる		

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事
- 2 規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）について記載すること。
- 3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の14・別紙2の記載と統一すること。

様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」の作成要否<フロー図>



様式第5号

項番46「CPD単位取得数」又は項番47「技能レベル向上者数」のいずれかに該当がある場合に作成する
ただし、技能者が0人の場合は作成不要

(用紙A4)

○年 ○月 ○日

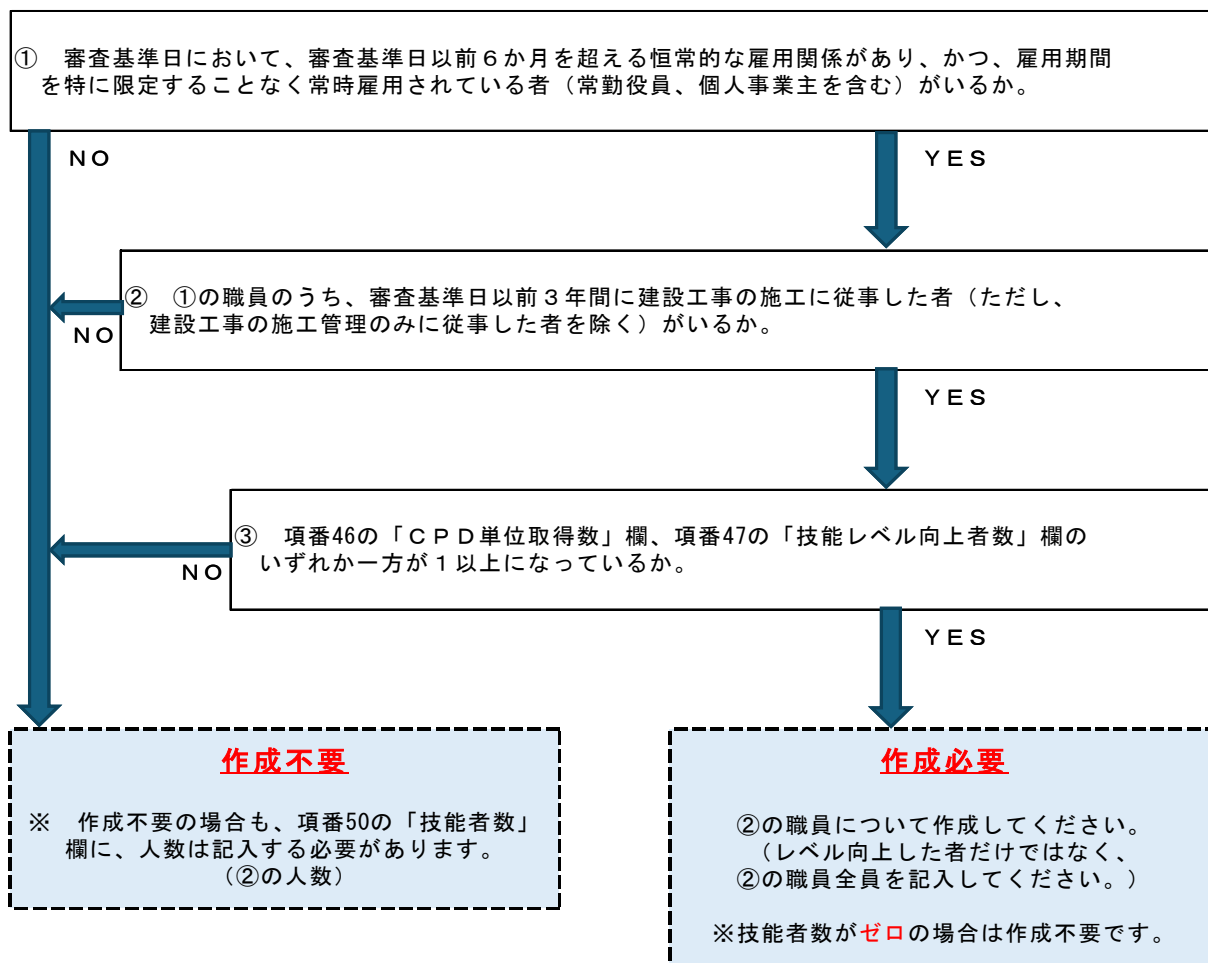
技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	▲▼ ○○	H2年1月15日	R2年4月17日	○	
2	★□ ×△	S60年7月10日			○
認定能力評価基準（建設キャリアアップシステム）により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上した場合に○印を記載する ただし、評価を受けていない場合はレベル1として審査するため、評価無しからレベル1となった場合、レベル向上の有無に○印を記入することはできない					
審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた場合に○印を記載する					
技能者は、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者を記載すること ただし、建設工事の施行の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者）は除く ※ レベル向上の有無にかかわらず、上記に該当する者はすべて記載すること 雇用されている技能者数を確認するため、審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿も併せて提出すること					

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

様式第5号「技能者名簿」の作成要否＜フロー図＞



様式第6号

(用紙A4)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び

情報共有に関する同意書

審査対象事業年度の期間を記入

令和○年○月○日から令和○年○月○日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

該当措置 次の①及び②

- ① 建設キャリアアップシステム（CCUS）上での現場契約情報の作成・登録
- ② 建設工事に従事する者がCCUSへの直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備

※ 就業履歴データ登録標準API連携認定システムにより、入退場履歴を記録できる措置を実施していること

—地方整備局長

北海道開発局長

新潟県知事

殿

審査対象工事

次の①～③を除く、審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

① 日本国内以外の工事

② 軽微な工事

③ 災害応急工事

（防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事）

※ 審査基準日1年以内に、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない。

申請日を記入

○年 ○月 ○日

建設キャリアアップシステム事業者ID

1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5

住所

新潟市中央区新光町4-1

商号又は氏名 (株)新潟建設

代表者氏名 県庁 太郎

項番「51」に記載したものと同一番号を記入

申請区分

2

(1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		15 件
措置未実施工事	軽微な工事	10 件
	災害応急対策	10 件
合 計		35 件

様式第7号

(用紙A4)

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書

不要のものを消す

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」において、令和○年○月○日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行う/~~行っている~~）ことを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

— 地方整備局長

北海道開発局長

新潟県知事

殿

○年○月○日

該当する英字を記入

A：審査基準日時点で取り組み開始日が到来しておらず、取り組み開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合

B：審査基準日時点で取組開始日が到来しており、当該自主宣言の取り組みを行っている場合

住所

新潟市中央区新光町4-1

商号又は氏名

(株)新潟建設

代表者氏名

代表取締役 県庁 太郎

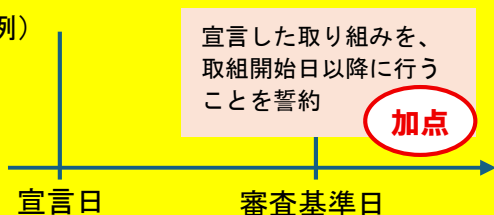
申請区分 **A** (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項 目	日 付
審査基準日	令和7年 12月 31日

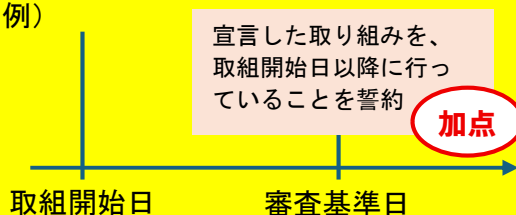
【加点の要件】

審査基準日以前に、自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降に行う又は行っていることを誓約する

(例)



(例)



様式第9号 実務経験証明書

様式第九号（第三条関係）

（用紙A4）

忘れずに記入

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、**管** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

証明者は、被証明者を雇用していた法人の代表者又は個人の事業主
※法人で破産等により証明を受けられない場合は、経験を積んだ会社における当時の取締役による証明も可能です。その場合は理由を記入の上、登記事項証明書等、当時取締役であったことの確認資料を提出してください。

新潟市中央区新光町10-1

(株)新潟県組

証 明 者 代表取締役 新発田 太郎

申請者と使用者（証明者）と異なる場合は、許可番号及び許可年月日も記入

被証明者との関係 **社員**

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

実際に雇用されていた期間を記入

技 術 者 の 氏 名	柏 崎 五 郎	生 年 月 日	昭和40年1月5日	使 用 さ れ た 期 間	H 1 年 4 月 から H 19 年 3 月 まで	計上 月数
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	(株)新潟県組					
職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数				
工事主任	〇〇邸浄化槽工事 他	証明する業種に関する工事のみ記入			H 7 年 2 月 から H 7 年 12 月 まで	10
※資格取得後に一定の実務経験が必要なもの (例：第二種電気工事士等)は、資格取得後の実務経験について記入してください。	〇〇会社給排水設備工事	《記入上のルール》			H 8 年 2 月 から H 8 年 10 月 まで	8
	〇〇会社冷暖房設備工事 他	① 1年間をとおして複数の工事に従事していた場合、主な工事を1つ記入し、その他の工事は「他」でまとめて1行に記入可			H 9 年 1 月 から H 9 年 12 月 まで	11
	〇〇邸給湯設備工事 他	※ 1行に記入する期間は最長1年間とします。ただし、ひとつの工事で工期が複数年に渡る場合は1年を超えて記入可能です(このとき、工期を確認できる資料の提出が必要です)。			H 10 年 1 月 から H 10 年 10 月 まで	9
	"	〇〇会社工場給排水工事				H 11 年 1 月 から H 12 年 4 月 まで
"	〇〇会社衛生設備工事 他	② 各行における始まりの月は実務経験年数に計上しない			H 12 年 6 月 から H 12 年 12 月 まで	6
"	〇〇会社冷凍冷蔵設備工事 他	※ 1行で計上できる最大月数は11カ月(ひとつの工事で工期が1年超となる場合は除く)となりますので、その上で10年(120カ月)に達するまで記入してください。			H 13 年 3 月 から H 13 年 12 月 まで	9
工事係長	〇〇会社冷暖房設備工事				H 14 年 3 月 から H 14 年 12 月 まで	9
"	〇〇会社空調設備工事	③ 実務経験年数は重複計上不可 ※同時期に複数の工事に従事していたとしても、期間を重複して実務経験年数とすることはできません。			H 14 年 8 月 から H 14 年 11 月 まで	0
"	〇〇会社空調設備工事 他				H 15 年 1 月 から H 15 年 12 月 まで	11
"	〇〇会社ダクト工事 他	④ 同一人物が過去に他業種において実務経験証明書を提出していた場合、その期間は除いて証明する			H 16 年 1 月 から H 16 年 11 月 まで	10
"	〇〇邸ガス管配管工事 他	※ひとつの工事で複数業種の工事を経験していたとしても、過去に提出した他業種の実務経験証明書の証明期間とは重複できません。したがって、2業種で10年の実務経験を証明する場合、必要な経験年数は20年以上となります。			H 17 年 1 月 から H 17 年 12 月 まで	11
"	〇〇会社衛生設備工事 他				H 18 年 1 月 から H 18 年 10 月 まで	9
"	〇〇邸浄化槽工事				H 18 年 11 月 から H 19 年 3 月 まで	4
		審査基準日を含む月まで記入できます。				
使用者の証明を得ることができない場合はその理由		合計 満 10 年 2 月				122

使用者と証明者が異なる場合の理由を記入
(例) 平成○年○月 会社解散のため
平成○年○月 事業主死亡のため 等

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載す
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載す

実務経験年数は上記②にあるとおり「初月不算入」として計上しますが、1年をとおりて工事を受注していたことが確認できれば、初月不算入とせず12カ月として計上します。具体的には以下のようなケースが該当します。

工事Aの工期：令和3年12月1日～令和4年5月31日
工事Bの工期：令和4年4月1日～令和4年11月30日
工事Cの工期：令和4年10月1日～令和5年1月15日

このケースは、令和4年中は切れ目なく工事をしていることになるため、令和4年の実務経験は初月不算入とせず12カ月として計上します（この場合は、各工事において工期が明確に確認できる書類の提出が必要です）。

経営事項審査 申請書類チェックシート

経営事項審査の申請書を提出する際に、下記の事項について記入してください。

許可番号	新潟県知事 第 98765 号		
商号又は名称、代表者	(株)新潟建設		
主たる営業所の所在地	新潟市中央区新光町4-1		
申請担当者連絡			
氏名	新潟 花子	e-mail	niigata@*****
TEL	025-280-5387	FAX	025-285-3572
確認書類の返却	希望する	返却方法	郵送
申請書控えの返却	希望する		

手書きの場合は、判読できるように正確に記入してください。
※アルファベットの「I(エル)」と「l(アイ)」など、判別が紛らわしい文字には十分注意してください。

担当者(代理申請であれば代理申請者名)を記入

「希望する」又は「希望しない」を選択

「郵送」又は「県庁での受け渡し」を選択

	様式名 (綴 順)	提出の有無	備 考	確認欄
提出書類	様式第25号の14 経営規模等評価申請書及び総合評価値請求書	☐	申請者控えを希望する場合は、1枚目のみ2部提出	☐
	別紙一 工事種類別完成工事高	☐		☐
	別紙二 工事種類別完成工事高	☐		☐
	別紙三 その他の審査項目(社会性等)	☐		☐
	様式第1号 建設機械の保有状況一覧表	☐	項番62が1台以上の場合のみ	☐
	様式第1号 工事種類別完成工事高付表		完成工事高の積み上げを行う場合のみ。	☐
	様式第2号 経理処理の適正を確認した旨の書類		項番58で「3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」とした場合のみ併せて、「別添 建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」も提出	☐
	様式第3号 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿		項番19及び別紙二(技術職員名簿)に計上した職員のうち、高齢者雇用安定法の継続雇用対象者がいる場合のみ	☐
	様式第4号 CPD単位を取得した技術者名簿		1級又は2級技術検定の第一次試験に合格した者(技士補)でCPD単位を取得した者がいる場合のみ	☐
	様式第5号 技能者名簿		項番46「CPD単位取得数」及び項番47「技能レベル向上者数」にゼロが記載される場合は不要	☐
	様式第6号 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書		項番51に該当がある場合のみ	☐
	様式第7号 「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」に関する誓約書		項番52に該当がある場合のみ	☐
	手数料の納付状況(記入式納付書は領収書(原本)提出)	☐	【記入式納付書】原本を経営事項審査手数料貼付書に貼付して提出 【新潟県電子申請システムによる納付】納付が確認できる画面を印刷したものを提出	☐
	経営状況分析結果通知書	☐		☐
	消費税納税証明書(その1 納税額等証明書)	☐	項番31に記載した各事業年度分。税目が「消費税及び地方消費税」のもの。ただし、前回申請において既に審査済みの事業年度及び先施業者については不要	☐
	委任状		行政書士による代理申請の場合のみ	☐

提出する様式に○をつける

提出する確認書類に○をつける

	様式名	提出の有無	備 考	行政庁確認欄
確認書類	消費税確定申告書	☐	項番31に記載した各事業年度分(ただし、前回申請において既に審査済みの事業年度については不要)	☐
	減価償却資産の処理状況表		項番18「利益額」に記載した額と経営状況分析結果通知書の「参考値」が一致しない場合のみ	☐
	工事関係書類		建設業許可に係る申請・届出の際に、経営を受審しない場合の記載方法で作成した工事経歴書を提出した場合は、経営を受審する場合の記載方法で改めて作成して提出(項番31に記載した各事業年度分)	☐
	職員の常勤性を確認する書面	☐	「職員の雇用関係」と「審査基準日前6か月を超える雇用期間」を確認できる書面(項番19、別紙二、項番59・60、様式第4号、様式第5号に記載した該当者の分を提出)	☐
	継続雇用制度の適用を確認する書面		項番19及び別紙二「技術職員名簿」に計上した職員のうち、高齢者雇用安定法の継続雇用対象者がいる場合のみ	☐
	技術職員の資格等を確認する書面	☐	前回申請で確認済みの資格については不要(有効期間のある資格、監理技術者資格者は毎回提出)	☐
	建設業退職金制度に加入していることを確認する書面	☐	項番41に該当がある場合のみ	☐
	退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無を確認する書面		項番42に該当がある場合のみ	☐
	法定外労働災害補償制度加入の有無を確認する書面	☐	項番43に該当がある場合のみ	☐
	CPD単位取得について確認する書面		項番46「CPD単位取得数」が1単位以上の場合	☐
	技能レベル向上者について確認する書面		項番47「技能レベル向上者数」又は「控除対象者数」が1人以上の場合(控除対象者について、前回申請において確認済みの場合は不要)	☐
	女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法に基づく認定を証する書面		項番48、49、50に該当がある場合のみ	☐
	建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度を確認する書面		項番52に該当がある場合のみ	☐
	民事再生法及び会社更生法による法的整理の期間を確認する書面		項番54に該当がある場合のみ	☐
	防災協定を締結していることを確認する書面	☐	項番55に該当がある場合のみ	☐
	監査の受審状況等を示す書面		項番58に該当がある場合のみ	☐
	公認会計士等又は二級登録経理試験合格者の資格を証する書面		項番59に該当がある場合のみ	☐
	建設機械の所有及びリース台数を確認する書面	☐	項番62に該当がある場合のみ	☐
	Ecoアクション21、ISO9001、ISO14001の認証登録証明書		項番63に該当がある場合のみ	☐

追加資料・差替書類をメールで送付する場合は、このメールアドレスに送付

<行政庁記入欄>			
受付日	令和 年 月 日	審査開始日	令和 年 月 日
審査完了日	令和 年 月 日	補正の有無	有 ・ 無

【追加・差替】shinsa-group@pref.niigata.lg.jp

担当者名をメールの件名欄に記入して、ご送付をいたくださようご協力をお願いいたします。